

「中高年世代活躍応援プロジェクト富山県協議会」設置要領

1 趣旨

いわゆる就職氷河期世代の方々への対応については、骨太の方針 2019 に盛り込まれた「就職氷河期世代支援プログラム」の下、令和 2 年より富山県において関係機関や団体を構成員とする「とやま就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」（以下「とやま P F」という。）を設置し、官民が協働して富山県内の就職氷河期世代の支援に地域全体で取り組む気運を醸成するとともに、支援策の取りまとめ、進捗管理等を統括し、令和 6 年度までの約 5 年間の集中支援に取り組んできた。

今般、昨年閣議決定された骨太の方針 2024 においては、令和 7 年度以降「この世代の支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援する」とされたことから、とやま P Fにおいても本方針に沿って、中高年世代を含む不安定な就労を繰り返し就職に支援が必要な中高年世代（以下「中高年世代」という。）を対象を拡大した上で、引き続き安定就労の実現と活躍の場を拓くための支援に取り組んでいくこととする。これに伴い、とやま P Fについては「中高年世代活躍応援プロジェクト富山県協議会」（以下「富山県協議会」という。）と名称を改めることとする。

富山県協議会においては、様々な立場の構成員が中高年世代への支援に係る課題やニーズについての認識を共有し、今後の支援策等について意見交換をすることを通じて、地域社会の関心を高めるとともに、この世代の中には配慮すべき様々な事情を抱える方がおられること等を踏まえ、画一的ではなく、地域の創意工夫も活かし、一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューを構築し、積極的に届けていくこととする。

また、同様の趣旨により設置される市町村プラットフォーム（以下「市町村 P F」という。）と、情報共有等の連携を進めていくこととする。

2 構成員

- (1) 別紙「中高年世代活躍応援プロジェクト富山県協議会構成機関・団体一覧」のとおりとする。
- (2) その他、必要に応じてオブザーバーの出席を求めることができる。

3 各構成員の役割

- (1) 行政側
 - ① 富山労働局職業安定部

- ・ 富山県協議会取りまとめ共同事務局（主担当）
- ・ 中高年世代活躍応援プロジェクトに係る富山県協議会の事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）策定に関する共同取りまとめ、事業の進捗管理（主担当）
- ・ 各種支援策の周知広報

②富山県商工労働部

- ・ 富山県協議会とりまとめ共同事務局（副担当）
- ・ 事業実施計画策定に関する共同とりまとめ、事業の進捗管理（副担当）
- ・ 各種支援策の周知広報

③富山県厚生部

- ・ 市町村ＰＦとの連絡調整
- ・ 社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握の検討
- ・ 市町村ＰＦと連携した先進的な取組に係る事例の把握と周知
- ・ 管内の地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム（以下「孤独・孤立対策PF」という。）の設置・運営に関する管内市町村との連絡調整
- ・ 孤独・孤立に関する実態やニーズの把握の検討
- ・ 管内の孤独・孤立対策PFと連携した先進的な取組に係る事例の把握と周知
- ・ 各種支援策の周知広報

④就労等支援機関（ハローワーク、サポステ、機構、富山県の就労等支援機関）

- ・ 専門窓口・専門チームによる就職等支援
- ・ 企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保
- ・ 企業に対する正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ、中高年世代を対象とした求人確保
- ・ 職業的自立に向けた支援
- ・ 中高年世代を対象に含む職業訓練
- ・ 社会参加に向けた支援を必要とする者への支援の充実
- ・ 就労に向けた関係機関の連携強化
- ・ 市町村ＰＦへの参画
- ・ 各種支援策の周知広報
- ・ その他中高年世代の支援に係る施策の提案

(2) 経済団体、労働団体等

- ・ 企業に対する、中高年世代を対象とした求人募集、積極的な採用、企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保の働きかけ
- ・ 企業に対する、中高年世代を対象とした人材育成の充実や正規雇用化を含

む処遇改善の働きかけ

- ・中高年世代の就労や社会参加に向けた相談支援
- ・イベントや会報等での各種支援策等の周知広報
- ・その他中高年世代の支援に係る施策の提案

4 富山県協議会における取組事項

富山県協議会においては、次に掲げる事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

(1) 気運醸成と各種支援策の周知広報

富山県内の中高年世代の支援に社会全体で取り組む気運を醸成し、地域が一体となって、積極的な正規雇用、正規雇用化を含む処遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境整備を図る。

また、中高年世代本人やそのご家族等に対し、各構成員が有する様々なルートを通じて各種支援策の周知広報を図る。

(2) 支援対象者の把握

支援対象となる以下の3種類の者に係る実態やニーズの把握の方法等を検討する。

①不安定な就労状態にある者

(※) 正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く者や求職者など

②就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある者

(※) 統計上、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者など

③社会参加に向けた支援を必要とする者

(※) ひきこもり状態にある者、生活困窮者、社会参加を希望する長期無業者など、就労支援だけでなく、社会参加に向けた支援を必要としている方。その実態やニーズの把握については、その方法を検討するとともに、必要に応じ、県と市町村が連携し、それぞれの地域の事情に応じて、役割分担をした上で行う。

(3) 目標、K P I の設定及び事業実施計画の策定

①取組に係る目標（目指す数値や状態をいう。）を設定するとともに、K P I（Key Performance Indicator：当該目標の進捗を毎年度当該地域で把握するための指標をいう。）を可能な限り定量的に設定する。

②目標達成に資する事業実施計画を策定する。

③事業実施計画に基づく事業の進捗管理を行う。

(4) 市町村 P F との連携

富山県厚生部は、市町村 P F の事務局と連絡調整を図り、市町村 P F との情報共有と広域的課題の対応を行う。（以下例示）

・福祉からの受け入れ先の開拓、雇用にあたって必要な配慮等、県レベルの

経済団体への対応依頼

- ・ 経済団体、他の市町村等とのつながり作りの支援
- ・ 都道府県を越えた自治体間の広域的な取組の支援

5 会議の開催

上記 4 に掲げる事項の協議を行うため、年 2 回を目安に会議を開催することとするが、この他必要に応じて開催することもできるものとする。

6 秘密の保持

富山県協議会の構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(附則) この要領は令和 2 年 6 月 3 0 日から施行する。

(附則) この要領は令和 5 年 5 月 2 9 日一部改正する。

(附則) この要領は令和 7 年 7 月 2 2 日一部改正する。